

令和7年第9回辰野町議会定例会会議録（12日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和7年12月12日 午前10時00分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名
- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 樋口博美 | 2番 | 林政美 |
| 3番 | 牛丸圭也 | 4番 | 吉澤光雄 |
| 5番 | 古村幹夫 | 6番 | 松澤千代子 |
| 7番 | 栗林俊彦 | 8番 | 高木智香 |
| 9番 | 小澤睦美 | 10番 | 本田光陽 |
| 11番 | 向山光 | 12番 | 小林テル子 |
| 13番 | 津谷彰 | 14番 | 舟橋秀仁 |

5. 会議事項

- 日程第1 議案第15号 議案第14号の撤回について
- 日程第2 議案第16号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について（湯にいくセンター）
- 日程第3 議案第17号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について（しだれ栗森林公園）
- 日程第4 議案第18号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について（辰野町地域活性化センター）
- 日程第5 議案第19号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について（ほたるの里世代間交流センター）

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	総務課長	三浦秀治
まちづくり政策課長	高津稔	DX・地方創生担当課長	赤羽謙一
住民税務課長	桑原高広	保健福祉課長	矢島秀教
子育て応援課長	高倉健一郎	産業振興課長	丸山貴之
商工観光担当課長	菅沼隆之	建設水道課長	熊谷健司
会計管理者	上島淑恵	辰野病院事務長	桑原さゆり

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	菅沼由紀
議会事務局庶務係長	原梢

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第 11 番 向 山 光
議席 第 12 番 小 林 テル子

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さんおはようございます。本会議の開催に全議員の出席をいただき誠にありがとうございます。12月定例会初日に上程された議案の1つを撤回し、改めて4つの議案として上程する内容で、町長から提出がありましたのでお集まりをいただきました。慎重審議をお願いいたします。それでは定足数に達しておりますので、令和7年第9回定例会第12日目の会議は成立いたしました。欠席の届け出ですが、宮澤教育長、竹村学校支援課長、福島学びの支援課長から公務のため欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第15号、議案第14号の撤回についてを議題といたします。ここで事務局長に議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第14号の撤回について 朗読)

○議 長

次に、提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

皆さんおはようございます。指定管理者を指定するという目的である4施設を1つの議案として提案させていただきましたが、個々の議案により、それぞれ慎重に審議いただくため、議案第14号を撤回し改めて個々の議案として上程させていただきましたのものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、撤回を許可くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

○吉 澤 (4番)

1つにしてあった議案を撤回して4つに分け直すというのは、実は私も今回この議

案の内容に対する賛否を検討する中で、本来は分けるべきものじゃないかなという思いをもっていました。それで今回そういう態度になったちゅうことですが、今後も基本的には指定管理は施設ごとの議案として提案するべきではないかと考えるわけですが、その点のお考えはいかがでしょうか。

○総務課長

本件につきましてはそれぞれ内容が違う4施設をまとめて提出をさせていただきました。それぞれの施設が指定管理の期間であったり、また施設の目的であったりということからあるものの、今までですね提案させていただく案件については、指定管理により選定されたものを1つの議案としてまとめさせていただきましたが、現在町で持っております施設につきましては老朽化があったり、また住民の目が十分注がれているということもございますので、これから議案として提出する際には、それぞれ個々に提案をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号、議案第14号の撤回についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第14号の撤回は許可されました。日程第2、議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(湯にいくセンター)、日程第3、議案第17号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(しだれ栗森林公園)、日程第4、議案第18号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(辰野町地域活性化センター)、日程第5、議案第19号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について(ほたるの里世代間交流センター)以上4件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 16 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。令和 8 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了する湯にいくセンターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は、株式会社サンアメニティ、所在は、東京都北区王子 3-19-7、指定管理期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。続きまして、議案第 17 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。令和 8 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了するしだれ栗森林公園について、指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は株式会社サンアメニティ、所在は東京都北区王子 3-19-7、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。続きまして、議案第 18 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。令和 8 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了する辰野町地域活性化センターについて、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は、有限会社共和堂、所在は辰野町中央 58 番地、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。続きまして、議案第 19 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。令和 8 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了するほたるの里世代間交流センターについて、指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は社会福祉法人辰野町社会福祉協議会、所在は辰野町大字伊那富 2681 番地 1、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号及び議案第 19 号について質疑、討論を行います。委員会に付託する関係もでございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号及び議案第 19 号は総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 なし)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号及び議案第 19 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。以上をもちまして本日の会議は散会といたします。ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

12 月 12 日 午前 10 時 11 分 散会